

兵庫自治学会の解散を議案とする臨時総会の開催について

兵庫自治学会（以下「自治学会」という。）は、「兵庫県及び県内市町が主体的に取り組むべき行政課題について研究し、その政策形成活動を助長する」ため、平成5年11月6日に設立され、研究発表大会やセミナー等の開催、学会誌等の発行などの活動を通じ、職員の政策形成能力の向上による地方自治の発展に寄与するという目的を果たしてきた。

しかし、設立から30年が経過し、時代が大きく変化する中で、会員数はピーク時の5分の1以下と大幅に減少し、研究発表のほとんどを学生等の非会員が占めるなど、研究活動も極めて低調となっている。

また、自治学会の運営についても、会費収入の減少により単年度赤字が常態化していることから、兵庫自治学会運営委員会（以下「運営委員会」という。）では自治学会のあり方について協議を重ねてきた。

一方で、自治学会の設立母体である兵庫県は、令和5年3月に「人材マネジメント方針」を策定し、複雑化・高度化する行政課題に対応できる新たな人材育成に取り組むこととしており、今後は、県が新たな人材マネジメントに取り組む中で、自治学会の設立目的である職員の政策形成能力の向上も、新たな時代に対応するよう図られていくものと考えられる。

このため、運営委員会では、令和5年度の事業終了をもって自治学会を解散し、残余財産は兵庫県に譲渡することを提案するため、平成5年11月下旬を目途に臨時総会を開催することとした。

なお、自治学会規約では、解散には会員の4分の3以上の同意が必要と規定しているが、臨時総会に出席できない会員が多数存在すると考えられるため、解散に関する議案は事前に全会員に送付し、議案に関する賛否等の議決権を、郵送でも行使できるよう配慮する。